

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	行事の共催等の承認取消等
根拠法令及び条項	行事の共催等に関する取扱要領第8条
処 分 基 準	
○行事の共催等に関する取扱要領 (承認の取消等) 第 8 条 教育委員会は当該承認した共催又は後援に係る事業について、次の各号の一に該当した場合その承認を取消又は撤回をすることができる。 (1) 承認申請事項に虚偽の表示があった場合 (2) 教育委員会の指示にしたがわない場合 (3) 承認後事情の変更等により、その承認が不適当と認められる場合 2 前項の規定により承認の取消又は撤回を行った場合以後教育委員会は当該団体が行う行事に係る共催又は後援を承認しないことができる。	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	教育委員課 担当課
更新日	平成27年4月1日